

## 冬季休業中の生活について御家庭へのお願い

日頃より、本校の教育活動に対しまして、御理解、御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

間もなく第2学期も終わり、26日(土)から1月7日(木)まで13日間の冬季休業となります。この期間は、それぞれの御家庭に即した生活の中で、お子様にとってより良い冬休みとなるよう、御配慮いただきたいと思っております。また、寒い日が続きますが、冬季休業期間を健康かつ安全に過ごし、希望をもって第3学期を迎えられますよう、下記の事項を御確認いただき、家庭での御指導をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大が続いています。これまでと同様、うがい・手洗いなど感染予防の取組を行っていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 自主・自律の態度を育ててください。

- (1) 生徒の「学活・連絡ノート」に、自身が立てる「冬休みの目標」があります。規則正しい生活をさせるとともに、目標を達成できるようにさせてください。また、実際に行った事やその感想を記録する「一行日記」欄もあるので、1日の有効な使い方なども意識させてください。
- (2) 家族の一員としての自覚を養うことができるよう、自分のことだけでなく、家庭の仕事や手伝いをさせてください。また、来客の応対や年始回り等を通じ、社会のしきたりや礼儀作法、正しい言葉遣いを身に付けさせてください。
- (3) お年玉や小遣いは使い方をよく考え、無駄遣いをしないように御指導ください。
- (4) 冬休み中であっても、忍岡中学校の生徒であるという自覚をもった行動を意識させてください。また、努力したこと、良い行い等を褒め、お子様に自信をもたせるなど、自己肯定感を高められるようお願いいたします。
- (5) 冬休みの最後には、「学活・連絡ノート」の中に、「冬休みの振り返り」欄があるので、「冬休みの目標」に対しての振り返りをさせてください。また、保護者の方々には、「子供の生活をみての保護者の感想」の御記入をお願いいたします。

#### 2 家庭学習の習慣をしっかりとつけさせてください。

- (1) 宿題について、計画的に取り組ませてください。
- (2) 毎日、決められた時間帯に学習時間を設けるなど、家庭学習の習慣を付けさせてください。
- (3) 良書に親しませ、読書に対する習慣も身に付けさせてください。

#### 3 外出・旅行のルールは必ず守らせてください。

- (1) 外出の際は、必ず、行き先・目的・同行者・帰宅予定時刻を知らせるようにさせてください。
- (2) 外出した際の帰宅時刻(夜7時など)を定めて、意識をさせてください。冬季休業期間中は、特に犯罪被害等が多くなる時期です。夜7時以降の無用の外出はさせないでください(夜遊び・深夜徘徊厳禁)。
- (3) 外出の服装は、華美なものにならないように注意し、中学生らしい服装を心掛けさせてください。
- (4) 恐喝の被害に遭うことが無いように注意を促すとともに、多額の現金を持たせないでください。
- (5) ゲームセンターやカラオケボックスなどへの生徒だけの出入りは禁止です。
- (6) 宿泊を伴う旅行は、必ず保護者同伴とするか、責任もてる大人が同行してください。
- (7) 友人同士の外泊は禁止です。

#### 4 健康管理と事故防止に留意させてください。

- (1) 早寝・早起き・朝御飯を継続してください。特に、新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・感染性胃腸炎に用心し、手洗い、うがいを心掛けさせてください。
- (2) 中学生の自転車による交通事故〔飛び出しによる自動車との接触など〕が多発しています(交差点での出合頭の事故が全体の約45%)。また、子供といえども、交通事故を起こすと大きな責任が伴います。加害者にも被害者にもならないために、家庭での安全教育をお願いします。さらに、交通事故が発生した際には必ず警察へ通報すること、怪我をしてしまった時には相手に伝えることなど、対応の仕方についても御確認ください。

※東京都では4月1日より自転車保険の加入が義務付けられました。自分自身のけがに備える傷害保険と、他人をけがさせてしまったり、他人の物を壊してしまったりした場合の損害賠償に備える保険があります。加入の有無や内容について、改めて御確認ください。

- (3) 危険な遊び、他人に迷惑をかける遊びはさせないでください。
- (4) 不審者への対応をはじめ、知らない人の誘いに乗らないように御指導ください。学校においても、区教育委員会から入る不審者情報を基に、注意喚起をしたことが多数ありました。

※何かあればすぐに保護者に相談することとともに、安全が脅かされることが推測される場合には迷わずに、「110番通報」をして助けを求めることが大切です!

- (5) お子様が良い友人関係や非行やいじめ行為等に加わらないように御留意ください。また、お金欲しさや友人等からの誘いで、詐欺とは知らずに振り込め詐欺等の犯罪に関与してしまう事件が増えています。犯罪に加担する危険や誘われて困ったときには大人に相談することの大切さを御指導ください。
- (6) 他の学校・塾・講習会場でのトラブルに巻き込まれないようにさせてください。

## 5 その他

- (1) 身なり・服装の乱れることのないように気を付けさせてください。
- (2) 塾などの交友関係から他校生とのトラブルが生じることがあるので、適切な友人関係が保てるように注意を促してください。
- (3) アルバイトは禁止です。
- (4) スマートフォン・携帯電話等からインターネットにアクセスして、ツイッター・インスタグラム・ライン・ブログ・プロフィール・学校裏サイト等の書き込みによる誹謗・中傷、脅迫、強要、名誉毀損のトラブルが発生しています。状況によっては問題解決に時間を労し、トラブル解消が大変難しい状況もあります。お子様のスマートフォン・携帯電話等の使用については十分に注意してください。

※学校では、安全指導等の機会に次の点を指導しています。

- マナーを守る。
- 人を傷つけないか、送信前に見直す。
- 個人情報（写真を含む）を載せない、送らない。
- ネットで知り合った人と直接会わない。
- 使いすぎないようにけじめをつける。

※以下に台東区立学校の携帯電話・スマートフォンのルールを示しています。御確認ください。

- (5) 学校では、悩みを抱えて自分自身では解決できないときや友達から相談されて困ってしまったときなどには、身近にいる信頼できる大人に相談すること（SOSを出すこと）の大切さを指導しています。御家庭においてお子様の見守りをさせていただくとともに、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、学校（学級担任、学年主任）に御連絡ください。また、事件・事故等が起きた場合には、警察への連絡もお願いします。

※別紙「不安や悩みがあるときは・・・一人で悩まず、相談しよう」、「SNS教育相談受付時間を延長」は、お子様にも配布しています。

### ■台東区立学校の携帯電話・スマートフォンのルール

#### 【生徒が守る4つの約束】

- ① 夜10時以降は、携帯電話やスマートフォンは保護者に預け、使用しません。
- ② 名前やメールアドレス及び個人の特長ができる写真は、公開しません。
- ③ 無料通信アプリ等を利用するときには、自分が言われて嫌だと思えることは書きません。
- ④ 困ったことや、分からないことがあったら、必ず保護者や先生に相談します。

#### 【保護者が守る3つの約束】

- ① 保護者は、子供の携帯電話・スマートフォンの使用状況を確認します。
- ② 保護者は、約束の時刻になったら子供の携帯電話・スマートフォンを預かります。
- ③ 保護者は、子供を有害サイトから守るためフィルタリングをつけます。

※上記の内容を踏まえ、各家庭の実態に合わせてお子さんと約束について話し合ってください。

※保護者の皆さんが同一歩調で進めなければ子供は守れません。同一歩調で進めましょう。

台東区教育委員会  
台東区立小・中学校校長会  
台東区立小・中学校PTA連合会  
台東区教育委員会 指導課  
(電話 03-5246-1451)

※台東区では、児童、生徒、保護者の方々の不安や悩みの相談に応じています。お気軽に御相談ください。

台東区教育支援館 教育相談：台東区西浅草3-25-16（電話 03-5246-5855）

※虐待、不登校、非行、心身の障害、生活・行動、養育が困難な家庭などの子供の問題に気づいたとき、判断に迷うときは・・・

日本堤子ども家庭支援センター：台東区日本堤2-25-8（電話 03-5824-2535）

## 6 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 「三つの密（密閉、密集、密接）」を避ける、人と人との感染防止距離（概ね2メートル）を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い・換気などの感染予防に注意を払わせてください。
- (2) 朝夕の検温をし、「健康観察記録表」に記入させ、自分の健康状態を把握させてください。また、「その他の症状」の欄には体調の変化（腹痛など）を具体的に記入させてください。
- (3) 新型コロナウイルス感染者に対する誹謗・中傷や心ない書き込みがSNS等で広がっています。不当な差別や偏見、いじめ等があることはありません。人権の侵害につながることをないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう御指導ください。
- (4) 新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者と判断されたりした場合は、速やかに学校に連絡をしてください。  
※連絡先については、昨日23日（水）に配布した「冬季休業期間中の体調管理等について」をよく御確認ください。
- (5) 26日（土）～28日（月）は、学校での生徒の活動（部活動を含む。）はありません。ただし、中体連の公式戦のある部については、感染予防対策を取った上で活動します。また、感染拡大の状況から、部活動の練習試合や合同練習は1月11日（月）まで実施しないこととなっています。

[担当]

生活指導主任 吉村 真弥  
03-3828-7241